心身障害者福祉手当

対象の方は申請を忘れずに

身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症で20歳以上65歳未満の方、または、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・東京都の難病医療費等助成認定者（申請中の方も含む）の65歳未満の方で、手当の申請手続きをされていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きをしてください。65歳以上の方は、新規申請ができません。

ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過・施設入所・江東区に住所がなかった」という制限事由により申請手続きができなかった方で、その後制限事由がなくなった際は、申請できる場合があります。

また、所得が左表の所得限度額以上あったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限事由がなくなった方は、あらためて申請手続きが必要です。

なお、申請月が支給開始月となりますので、申請が遅れると受給できる手当額が少なくなります。過去に遡っての支給もできませんのでご注意ください。

問 障害者支援課障害者福祉係 ☎（3647）4952 FAX（3647）4910

心身障害者医療費助成制度

障 受給者証切り替え 9月1日（金）から

心身障害者医療費助成制度（以下障）は、心身に重い障害のある方の医療保険の自己負担分（一部）を助成するものです。

9月1日（金）から障受給者証が新しくなります。

更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

［対象となる方］

身体障害者手帳1級・2級（心臓・腎臓等内部障害については3級まで）、愛の手帳1度・2度のいずれかをお持ちの重度障害者の方で、所得が所得制限限度額以下の方（下表）

※所得制限限度額は、「20歳以上の方は、本人の所得」、「20歳未満の方は、世帯主等の所得（本人が国保の世帯主等になっている場合は、本人の所得）」により判定します。

［対象とならない方］

①生活保護を受けている方
②医療保険の自己負担のない施設に入所している方
③「江東区子ども医療受給者証」を受給している方
④重度障害者になった年齢が65歳以上である方
⑤後期高齢者医療制度受給者で住民税が課税されている方（ただし、重度障害者になった日から65歳の誕生日の前々日まで①・②だった方、または東京都内に住所がなかった方は対象となりますので申請手続きをしてください）

［注意］重度障害者になった年齢が65歳未満で障受給者証の申請手続きを行っていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請の手続きをしてください。

また、過去に障受給者証を持っていた方で、所得が所得制限限度額以上あった等により、資格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

問 障害者支援課障害者福祉係 ☎（3647）4952 FAX（3647）4910

所得制限限度額表　※心身障害者難病福祉手当、心身障害者医療費助成共通

（本人等所得－所得控除≦所得限度額）		
適用期間	心身障害者難病福祉手当	8/1（火）～平成30年7/31（火）
	心身障害者医療費助成	9/1（金）～平成30年8/31（金）
対象所得	平成28年中所得	
扶養親族の数	本人および扶養義務者等の所得限度額	20歳以上：本人所得 20歳未満：配偶者または扶養義務者の所得 ※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）1人につき25万円 ※医療費・社会保険料（医療費助成は本人のみ）等は相当額を控除
0人	3,604,000円	
1人	3,984,000円	
2人	4,364,000円	
3人	4,744,000円	
4人	5,124,000円	
5人	5,504,000円	

特別障害者手当・障害児福祉手当

対象要件該当の方は申請を

区では、国の制度に基づき特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請してください。審査の結果、支給が決定されると、申請月の翌月分からの手当の支給が開始されます。

問 障害者支援課障害者福祉係 ☎（3647）4952 FAX（3647）4910

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方（おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度でかつ障害が重複している方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます）。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。 本人および扶養義務者の所得制限があります。原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当を受給しているときは、手当額の併給調整があります。	月額26,810円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方（おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます）。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額14,580円

高齢者あんしん情報キット

緊急時に医療情報などを救急隊へ提供

配付中

「高齢者あんしん情報キット」は、医療情報などを専用の容器に入れ冷蔵庫内に保管し、万一の緊急時に活用するものです。

キットは申請に基づき配付しています。申請書に必要事項を記入していただきますので、緊急時の連絡先などがわかるものをお持ちください。ステッカーは救急隊が発見しやすいように玄関ドアの内側・冷蔵庫に貼ります。キット内の情報は随時更新し、万一の場合に備えましょう。更新に必要な用紙は区ホームページからも入手できます。

人 区内在住で65歳以上の方
費 無料
申 各長寿サポートセンターまたは長寿応援課地域支え合い係（区役所3階8番）窓口で
問 長寿応援課地域支え合い係 ☎（3647）9468 FAX（3647）9247

就業構造基本調査にご協力を

区内約850世帯を対象に就労状況を調査

10月1日（日）現在で、全国一斉に就業構造基本調査が行われます。この調査は、全国から選ばれた、約52万世帯の15歳以上の方のデータをもとに、わが国の就業・不就業の実態を明らかにするものです。

9月上旬に調査員が区内約3、300世帯を巡回し、「調査のお知らせ」を郵便受けに投かします。この世帯の中から無作為に抽出された約850世帯が調査対象となります。

対象世帯には、9月下旬に調査員が調査票の配付に伺います。皆さんのご協力をお願いします。

問 地域振興課統計調査係 ☎（3647）4965 FAX（3647）8441

緑化助成制度のご利用を

CITY IN THE GREEN（CIG）の実現に向けて

区では、自宅などの道路に面した部分に生垣などを作る際や、屋上緑化などを行う際の工事費の一部を助成しています。

緑の中の都市（CIG）づくりをご自宅からはじめてみませんか。

助成制度の利用には、建物や駐車場等の不動産所有者であること、分譲・売買または賃貸を目的とした物件でないこと、みどりの条例による緑化指導の対象とならないことなど、一定の条件があります。また、事前の相談・申請が必要です。詳細は区ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

問 管理課CIG推進係 ☎（3647）2079 FAX（3647）8454

屋上等緑化助成

工事種別	助成対象経費	助成限度額	
薄層屋上緑化工事（土厚30cm未満）	15,000円/m²を上限に工事費の2分の1	合計で30万円	予算の範囲内での助成
厚層屋上緑化工事（土厚30cm以上）	30,000円/m²を上限に工事費の2分の1		
壁面緑化工事	10,000円/m²を上限に工事費の2分の1	30万円	

生垣等緑化および付帯工事助成

工事種別	助成対象経費	助成上限額	助成限度額	
生垣緑化工事	延長100mを上限とした生垣緑化工事費	［道路と生垣との間に遮蔽物が無い場合］16,000円/m ［道路と生垣との間に遮蔽物がある場合］8,000円/m	合計で200万円	予算の範囲内での助成
植樹帯緑化工事	延長100mを上限とした植樹帯緑化工事費	16,000円/m		
ブロック塀等の取り壊し工事	生垣緑化または植樹帯緑化に伴うブロック塀等の撤去工事費	8,000円/m※フェンスの後ろ側（宅地側）に植栽する場合を除く。		
フェンスの設置工事	生垣緑化または植樹帯緑化に伴うフェンスの設置工事費			
フェンス緑化工事	延長100mを上限とした緑化工事費	2,000円/m※フェンスの費用は含まない。	20万円	